

三次市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和元年8月23日(金)
開会 午前9時30分
閉会 午後0時10分

- 2 会 場 三次市役所本館 6階 603会議室

- 3 出席委員 教 育 長 松 村 智 由
委 員 小 根 森 直 子
委 員 藤 原 博 巳
委 員 深 水 顕 真
委 員 井 岡 直 美

- 4 出席職員 教 育 次 長 長 田 瑞 昭
学校教育部課長 大 原 哲 也
教育委員会事務局付課長 赤 木 実
文化と学びの課長 古 矢 俊 彦
教育委員会事務局付課長 廣 瀬 恭 子
教育指導係長 龍 王 由 美
文化と学びの課主任 迫 あ す か

- 5 議事日程
 - (1) 議案第16号 定例市議会に提出される教育委員会関係の議案について(非公開)
 - (2) 議案第17号 三次市民ホール設置及び管理条例施行規則の一部改正について
 - (3) 議案第18号 三次市教育奨学基金貸付け条例施行規則の一部改正について
 - (4) 議案第19号 令和2年度就学児等の措置について(非公開)
 - (5) 議案第20号 請願について(非公開)
 - (6) 協議1 9月補正予算要求について(非公開)

教育委員会事務局付課長

ただいまから教育委員会会議を開会する。まず、教育長の報告をお願いします。

松村教育長

2点報告を行う。1つは、2学期の始業式である。もう1つは、第28次のアメリカス市訪問団の報告である。まず、2学期の始業式に関わってである。1学期の終業式は、市内の小中学校全ての学校で、7月19日だった。40日余りの休みが日数としてあるが、これまで特に児童生徒に関わっての事故等の報告はなかった。2学期の始業式は、早い学校は今日である。長期休業明けは、なかなか学校へ行かない子どもたちが増えてくることもあるため、しっかりと体制を整え、子どもの命を守ってほしいと伝えている。2点目の、アメリカス市訪問団であるが、8月16日（金）に出発し、本日帰ってくる。この訪問団は、三次市内4校の生徒が参加しており、15人が行かせていただいた。これは、甲奴ジミー・カーター・シビックセンターの国際交流協会が主催しており、交流協会からの引率は2人であった。これまでの参加者数を見ると、今回は第28次で15人であるが、前年は27人、その前が23人と、若干人数は減っている。なお、海外へ子どもたちが行く機会というのは、もう一つは、カナダのメイプルリッジ市がある。これについては、アメリカスと同様に相互交流であるが、日程は、10月末から11月初めである。目的は、ハロウィンを経験させてやりたいということで行くことになっている。これまで小中学校の英語に力を入れてきたが、実際に海外へ出向くことにより、自分が学んできたことを実践で活かし経験して帰ってくることである。報告は以上である。

教育委員会事務局付課長

それでは、以降の進行を教育長にお願いします。

松村教育長

これから議事に移るが、本日の議題のうち、議案第16号、19号、20号、協議1については、内容が議会提出前の案件であること、個人情報を含む案件であること、また、委員の意思決定の中立性を損なわないようにするために、公開になじまないものと判断する。ついては、三次市教育委員会会議規則第14条第1項により非公開にしたいと思うので、皆さんにお諮りする。異議はないか。

委員一同 ー異議なしー

松村教育長 それでは議案第16号・第19号・第20号及び協議1については非公開とする。

議案第16号 定例市議会に提出される教育委員会関係の議案について
(議会提出前の議案関連案件のため非公開)

松村教育長 議案第17号、三次市民ホール設置及び管理条例施行規則の一部改正について、事務局の説明を求める。

文化と学びの課長 議案第17号について、今年10月1日に施行される地方消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、三次市民ホール設置及び管理条例施行規則の一部を改正しようとするものである。消費税及び地方消費税の税率が、8%から10%に上げられることに伴い、三次市民ホール設置及び管理条例施行規則別表(第8条関係)の附属設備及び備品の利用料金を改めようとするものである。なお、その他の使用料等については、本年6月議会において、関係条例の設置及び管理条例で可決をいただき、料金改定を行っているが、市民ホールの附属設備及び備品については、規則の中で利用料を定めているため、今回、規則を改正しようとするものである。

松村教育長 質疑はあるか。

小根森委員 単純に税金分が上がったということか。

文化と学びの課長 税率アップによるもので、他の要素はないが、三次市の消費税に関するものは、前回の8%に上がった時に、使用料を含め5%据置という措置が取られている。それからのアップということである。

松村教育長 それでは、議案第17号について、承認してよいか。

委員一同 ー承認ー

松村教育長 議案第18号、三次市教育奨学基金貸付条例施行規則の一部を改正する規則案について、事務局の説明を求める。

教育委員会事務局付課長 三次市教育奨学基金貸付条例施行規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。第12条第2項中、「郵便貯金銀行を除く」を削除するものである。既に郵便貯金銀行へ振替を行っている状況であるが、

郵便貯金銀行が設立された平成18年以降、先立って三次市は、ゆうちょ銀行で開設できるようにしていた。それに伴いこちらも変えるべきところであったが、今回、精査している過程で気づいたため、変更させていただくものである。

松村教育長 質疑はあるか。

委員一同 ーなしー

松村教育長 議案第18号について、承認してよいか。

委員一同 ー承認ー

議案第19号 令和2年度就学児等の措置について
(個人情報を含む案件のため非公開)

議案第20号 請願について
(率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれないようにするため非公開)

協議1 9月補正予算要求について
(議会提出前の議案関連案件のため非公開)

松村教育長 これをもって本日の会議を終了する。